解散公告

当社は、平成二十二年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二日

山口県宇部市琴芝町二丁目三番二三号

有限会社宇部センター

清算人　上杉　誠

解散公告

当社は、平成二十二年十一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二日

香川県高松市新田町甲一〇二九番地

有限会社ゴールドワン

清算人　金髙　一乗

解散公告

当社は、平成二十二年六月二十五日開催の定時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二日

愛媛県伊予市灘町七番地　株式会社商運

代表清算人　大内　祥久

解散公告

当組合は、平成二十二年九月六日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二日

北九州市八幡西区藤田一丁目一番一三号

西日本機工協同組合

清算人　井野　憲一

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年四月二十六日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二日

宮城県気仙沼市東中才一四九番地

鹿折生産森林組合

清算人　村上　健

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十一月三十日存立時期の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二日

東京都文京区後楽一丁目七番一二号

財団法人森とむらの会

代表清算人　榛村　純一

解散公告（第一回）

当財団は、平成二十二年七月十八日開催の臨時理事会の決議により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二日

北九州市八幡西区永犬丸南町三丁目一番二―三〇六号　財団法人伊藤家育英会

代表清算人　伊藤　傳一

同　鈴木　清士

同　伊藤　傳治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年九月十六日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二日

宮崎県宮崎市大字恒久字今井手八七八番地二　社団法人宮崎県警友会

清算人　川路敬次郎

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年九月三十日千葉県東葛飾地域整備センター柏整備事務所長の認可（平成二十二年十月二十二日付け千葉県報告示）により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二日

千葉県柏市柏五丁目八番一五号（株式会社岡本設計企画内）

野田市花井東土地区画整理組合

清算人代表　髙梨兵左衛門

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十月二十九日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二日

長野県諏訪郡下諏訪町六一五八番地九

特定非営利活動法人くりっく・わん

代表清算人　濵　善夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二日

静岡市葵区伝馬町一〇番地

財団法人静岡繊維工業館

清算人　加藤信之助

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二日

東京都千代田区永田町二丁目一〇番二号

特定非営利活動法人安全サポート協会

清算人　三島健二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市材木町八番、最後の住所岩手県盛岡市材木町八番二一―二〇四号

被相続人　亡　羽沢　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二日

岩手県盛岡市清水町五番二一号

相続財産管理人　姉帯　幸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市咲が丘一丁目三九六番地、最後の住所千葉県船橋市咲が丘一丁目五番一八号

被相続人　亡　荒井　利和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二日

千葉県松戸市松戸一一一九番地ソルヴェールレジデンス三〇七号

相続財産管理人　弁護士　塚本　晶也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市山田町二四五一番地七、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田中　則男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二日

三重県伊勢市東大淀町二三三番地一

相続財産管理人　西村　潔子

第79期決算公告

平成22年11月1日

福島県相馬郡新地町今泉字新港2番3

丸昭興業株式会社

代表取締役　野口　進

貸借対照表の要旨（平成22年8月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	242,209
	固定資産	1,093,780
	合計	1,335,989
負債及び純資産の部	流動負債	374,186
	固定負債	908,842
	株主資本	52,962
	資本金	10,000
	利益剰余金	42,962
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	40,462
	（うち当期純利益）	(19,131)
	合計	1,335,989